

自由論として見たる『国家』

―「哲学の弁明」―

木 立 雅 憲

真の幸福とは何か、徳とは何か、正義とはそして自由とは何か。ソクラテス同様、プラトンの哲学の中心も常にそれらにあった。質量共に主著の名に恥じぬ『国家』全十巻が、幸福論・人生論の体裁を執る所以である。しかしプラトンのどの著作を読んでも、安易な解答を見出すことはできない。むしろプラトンは、人生の幸福を論じて世人の子供じみた幸福観を嗤い、正義の何たるかを究めて「茶の間正義」（山本夏彦）を唾棄し、自由の意味を尋ねて野放しの欲望の対極に、克己と人間の根本の希求を充たす善の洞察を指し示すのみである。そもそも対話篇という独特の文学形式をもつプラトンの著作は、周到な教育的配慮のもとに書かれているのであって、物事の真実（イデア）は、各人が「哲学という、魂にそなわる知への希求」（六一―E、以下『国家』からの引用は、岩波書店版プラトン全集第十一巻の藤沢令夫氏訳に依る。）を不断の努力と訓練により育成して行くことによつての外把握され得ないというこ

とを教えようとしているのである。その労を厭う「大衆は哲学者たりえない」（四九四A）。

しかしそれにも拘らず、現実社会は哲学を必要としてゐる。それは如何なる意味に於てか。ソクラテスの死後二十有余年、その生と死の意味を考え続けて、プラトンは、一大長篇『国家』に於て幸福論の形を藉りて、実は哲学の意義を説き、自己の哲学の成果を博く世に問うたのである。

『ソクラテスの弁明』の読者は誰しも、ソクラテスの刑死に至る必然性の理解に苦しむであろう。しかし『国家』を精読するに及べば、必ずやその疑問は氷解するに違いない。その意味に於て『国家』は、プラトンの渾身の力を籠めた「ソクラテスの弁明」であり、延いては「哲学の弁明」であるとも見られることも出来よう。何れにせよ『国家』に展開されるのは、ソクラテス及其の精神を承け継いだプラトンの哲学精神の発露なのである。だが我々は、以下の小論に於て、その一端を垣間見ることと満足しなければならぬ。

『国家』の議論は、「正しい人間と不正な人間の何れが幸福であるか」と云う主題を繞つて展開される。その主題に答えるためには、そもそも正義とは何であるかを明らかにしなければならぬ。しかるに、人間とは本性上国家社会（ポリス）的動物であり、正義とは国家社会存立の根本要件であるから、視野を拡げて先ず国家の中に正義の位置づけとその役割を見出さねばならぬ。いきなり人間の内面を覗いても、社会的・対他的徳たる正義の本質は見極め難いからである。そこで理論の上で国家を構築しながら、国家と市民の最善のあり方を突き止め、正義の本質を定義することになる。国家が市民間の利害を調整しながら運営されて行くことと一個の人間が様々な欲望の利害得失を考量しながら生きて行くこととの間に本質的相違はないと見てよいならば、最善のあり方即ち徳（アレテー）も両者において本質的に異なる筈がなく、しかも知恵・勇氣・節制・正義の諸徳は本来一つであると云う想定が根本にあるからである。この個人と国家との類比は、人間の心に△氣概▽・△氣概▽及△欲望▽の三機能を認め、国家にもそれに対応して△支配者（真の守護者）▽・△補助者（軍人兼公務員に当る守護者）▽及△金儲けを仕事とする人々▽の三種族を必須の構成要素と見ることによって更に徹底され、国家を謂わば大人間、人間を謂わば小国家と見做し（コイレ『プラトン』邦訳参照）、その成員が苦樂を共有し「一人の人間のあり方に最も近い状態にある国家」（四六二C）こそ

最も良く治められているとプラトンは考えるに至る。従つて、『国家』の標題△ポリテイアー▽とは本来国家の（最良の）あり方即ち国制の義であるが、プラトンは国家と個人の何れのあり方に対しても△ポリテイアー▽の語を適用している（五九一E他）と云う事実を想起することは、『国家』理解の本質に關ると言えよう。しかし類比の根本は個人の側！所謂「魂の三分説」にある。実は欲望は、△欲望▽の部分にのみ属するのではなく、三部分の各々に固有の欲望即ち知識欲・名譽欲及肉欲金錢欲があるのであり、ひとの生き方もこれらの欲望の何れが支配的であるかによって大きく三つの類型に分れるのであって、プラトンの国家に於ける三種族の別もそこに根差しているからである。（更に類推を進めれば、国家のあり方も三種族の何れが支配的勢力を形成するかによって、個人の生き方と同様三類型に大別され、更に後述の如く△欲望▽の抑制に三段階を認めることによって、国家個人共に総計五類型となる筈であるが、議論が飛躍するので姑く措く。）

しかるに徳は、国家であれ個人であれ、すぐれた種族が劣った種族を支配監督することに於て成立するのであるが、その支配の決め手となるものこそ△氣概▽とその投影たる△（支配の）補助者▽なのであって、「魂の三分説」の倫理学史上に於ける意義も、△氣概▽の働きを初めて正しく分析したところにある。そのことによってソクラテスの逆説的立場も心理的に解明されることになったということ

はさて置き、理想国建設に當って何故プラトンが守護者の教育にあれ程の苦心を払っているのかということも、△氣概▽の働きの重要性を認識することなくしては理解できない。体育の眞の眼目は△氣概▽の覚醒にあることを態々注意し、とりわけ音楽・文芸（ムーシケー）の現状を再三に亘り批判したというのも、プラトンが国家に於ける氣概的部分たる守護者の、内なる△氣概▽の調和のとれた育成を何よりも重んじたからであり、かくて音楽・文芸と体育両々相俟つて、守護者たるべき種族に良き習性（エートス）と法習（ノモス）に基づいた正しい思いなしを身に付けさせ、来るべき嚴密な知育即ち哲学を主とする高等教育の素地を培わんとしたからである。

さて議論が「魂の三部分説」に及んで、今や徳とは何であり正義とは何であるかを定義する道具立は揃った。先ず△良知▽・△氣概▽及△欲望▽の三機能に着目して、△知恵▽・△勇氣▽・△節制▽及△正義▽の所謂「四元徳」が樹てられる。だが四者共、△イデア的眞実在に基づく嚴密な（哲学者の）徳▽と△然らざる徳▽との間に一線が画され、後者については更に各々△国家社会的基準での徳▽と△個人の徳▽とが区別されなければならない。（例えば、支配者や補助者の任に堪えない金儲けを仕事とする人々と雖も、一個人としてはそれなりの知恵や勇氣が必要な筈であり、また国家社会の一員としては自分達よりすぐれた人々の支配監督に服し各人の仕事をしていれば、国家の節制

と正義の実現に与ってはいるが、一個の市民としてはそれ以上の克己・禁欲や単なる合法性を超えた道徳性が要求される筈であり、況んや支配者には知恵のみが要求されて個人としては勇氣も節制も不要であるとか、補助者たる戰士兼公務員には勇氣のみが要求せられて個人としては知恵も節制も正義も要らないなどという筈はないからである。）かくて後者の△嚴密ならざる諸徳▽をプラトンは次のように定義する。△知恵▽とは、理知的部分及支配者に宿り、個人に於ても国家に於ても、三つの種族の各々にとって、また三種族から成る全体にとって、何が最善であるかを洞察することであり、△勇氣▽とは、氣概的部分と補助者が、「恐ろしいものとそうでないものについての正しい、法にかなった考えをあらゆる場合を通じて保持すること」（四三〇B）である（ということとは、人間には生命を賭しても守らねばならぬ価値があるのであって、それを追求し守る氣概のない人間は、軍人にも公務員にも況んや支配者にもなるべきではないと云う意味である）。そして△節制▽とは、一面では劣った種族の抱く欲望がすぐれた種族の欲望と思慮の制御のもとに支配されていることであり、他面では「国家の場合であれひとりひとりの個人の場合であれ、素質の劣ったものとすぐれたもの間に、どちらが支配すべきかということについて成立する一致協和」（四三二A）であるということになる。

それでは残された正義とは何か。先ず△国家社会的基準

での正義Vとは、「自分のことをする」(ta hautou prai-
ten) ことだとされる。即ち、「各人が一人で一つずつ
自分の仕事を果し、それ以上の余計なことに手出しをしな
い」というこの「適材適所・社会的分業の」原則(四三三D)
の実現こそ、国家をすぐれたものとするに於いては、
他の三つの徳に匹敵するものである。しかしプラトンは、
右の原則に従って国家の中で自分の仕事をしているだけ
では、八個人の子正義Vとしては影の如きものに過ぎず、
その人を真に正しい人と呼ぶことはできないと言う。

それでは個人の、影ならぬ実体としての正義とは何か。
実は他の徳と同様この場合も、定義としては、国家社会的
基準での正義のそれと表面上相違は無い。即ち魂の三分
が各々「自分のことをする」ことによって実現される一種
の秩序・調和であるとされる。つまり理知は支配し命令し、
気概はその支配に聴従しその味方となって欲望と戦うこと
ができるよう音楽・文芸並に体育によって教育され、この二
者が一致協力して欲望的部分を監督指導し、後者はそれに
服している状態である。そしてそのように「節制と調和を
堅持した完全な意味での一人の人間になりきって」かくて
そのうえで、もし何かをする必要があるならば、はじめて行為
に出るといふことになるのだ。それは金銭の獲得に関する
ことでも、身体の世話に関することでも、あるいはまた何
か政治のことでも、私的な取引のことでもよいが、すべて
そうしたことを行なうにあたっては、いま言ったような魂

の状態を保全するような、またそれをつくり出すのに役立つ
ような行為をこそ、正しく美しい行為と考えてそう呼び、
そしてまさにそのような行為を監督指揮する知識のことを
知恵と考えてそう呼ぶ(四四三E)べきであり、「逆に、
そのような魂のあり方をいつも解体させるような行為は、
不正な行為ということになり、またそのような行為を監督
指揮する思わくが、無知だということになる」(四四三
E(四四四A))とプラトンは言う。

要するに、最も社会的な徳である正義を定義して、個人
の内面の秩序・調和なりとしているのであって、この点に
関していろいろな観点から喧しい議論のあるのも故無しと
しないのであるが、ここでは、何故プラトンが、敢えてそ
のような定義を下したのか―その理由を考えてみたい。
プラトンは第二巻に於て、ソクラテスの正義擁護論を引
出すために、グラウコンとアデイマントスの兄弟に第一巻
のトラシュマコス説を承けて大胆な不正讃美論を吐かせ、
完膚なきまでに正義の偽善性を暴かせている。曰く、人間
の欲心は本来不正・貪欲を善しとしそれへ赴くものであるが、
不正を行う力の無い弱者大衆は自分たちを護るために法と
云う人為的契約を交し、これに遵うことが正義であると擬
装しているに過ぎぬ、それが証拠に、正しい人と不正な人
の各々に隠れ蓑の如きものを与えてその跡を跟けてみよ、
如何に志操堅固な者と雖も、不正な人と何ら異なるところ
はないであろう、と。―これは紛れもなく我々の本心

を衝いていて、当ても怜悧なソフィストや過激思想家によって代弁されていた思潮に外ならない。

それに対して、プラトンの言いたかったと思われることを少しく敷衍すれば、以下の如くである。——世人は言う、見付からぬように不正をやれ、見付かる者は運が悪いだけであって、本来正義も不正も無いのだ、「正直者は馬鹿を見る」、と。そしてどのようにして得られたものであれ、言や権力と来れば、世人は羨望に堪えず、それらの前に拝跪する。名も無く貧しく美しい暮しに甘んじ乍ら内心密かに烈しい欲望や妬みを養い、思うさま快樂を貪ることを以て至福と做す。しかし実はそう云った世人の正義観や幸福観の根底には、社会の一員としての自覚を欠いて無法・無秩序を悦ぶ、無責任且頹廢的な社会観が潜んでいるのである。その癖、当局者の不正・墮落を世人は口を窮めて非難する。しかしそう云った大衆の正義・潔白など白慢にはならぬ、(山本夏彦の言う如く)多くは不正を犯す機会が無かったというだけの無能の証拠と見るべきで、道徳的には、マス・コミやデマ・ゴークに煽られて彼らの誇る腐敗官僚や政治家と何ら拵ぶところがないのではないか。試みに、彼らに腐敗墮落の虞ある程の権力や地位を与えてみよ。権力を振って善を為すだけの力量が無いだけに、無惨な結果となることは火を見るよりも明らかであろう。憂うべきは、社会を蝕む、法や正義を軽視する風潮であるが、そのような風潮の中で、大衆が自らの正義を疑わず、ひとり当

局者にのみ過大な要求を課そうとするとき、それは、道徳的にも政治的にも一層危険な徴候と見るべきである。なんとなれば、現体制に不満を抱く野心的デマゴーク達に乗ぜられ、嫉妬心を煽られて、少しの不平等や差別も認めようとはせず、一時の不自由も我慢しようとはしない大衆社会の行着く先は、一人によるものであれ一党派によるものであれ、過酷な独裁制の外ない、と、このようにプラトンは見るからである。かくて上述の如き世間一般の正義観の批判を通して、それと表裏をなす社会観・幸福観の誤りや頹廢を糾し、あるべき国家社会の原理を提示することが、プラトンの仕事となったのである。

結論を急ごう。国家社会と個々の市民を健全ならしむる原理たる正義を以て、前述の如く、内面の秩序・調和と定義し、国家社会的基準での定義に不満を示したのは、プラトンが合法性と道徳性・自律性を区別し、単に合法的であることを以て道徳的に立派であるとは見做さず、真の正義・真の道徳とは内面の自由・自律に於てのみ存するのであって、それはひとが本気で哲学することによっての外獲得され得ないものであると考えたからである。しかもその含意するところはそれだけに止まらぬ。個々の市民から成る国家が一個の人間の如く真に自律性を保つためには、成員の一人一人が、絶えず全体との関連に於て自己の仕事を位置づけ、分に応じた貢献をしながらお互いにその所を得んとする、明確な意識を持ち続けなければならないからであ

る。そう云う状態こそ正義の名に値するのであり、かくて初めて外に対しては独立の体面を保ち、内に於ては一致協力しあらゆる困難に打ち克つことができるのである。その際指導的役割を果すべきは、プラトンの理想国に於ては、理論的・気概的要素たる守護者層であるが、神ならぬ人の支配の弊を避けるため現実には法の支配と云う形を採り、彼らは明知に基づき市民の道徳性・自律性の向上を目指して法を定め、一般市民は法の目的の善にあることを察してこれに服することになる。しかるに自律としての正義とその要としての守護者層の重要性は、墮落状態（墮落は守護者層から始まる。その資格力量を獲得維持することが至難だからである）に於て歴然とする。上は国家百年の計を問う見識を捨てて只管大衆に迎合し、下は使命感を欠いて与えられた仕事をし市民としての自覚を失い、人間として生命より大事なものを見失って上下共愧じなくなる。プラトンが正義の本質を自由・自律に見、一国の自由独立の要として守護者を重視した所以である。

かくて墮落した国制を再建すべく、誰よりも先ず守護者たるべき素質の人々の内に上述のあり方（ポリテイアー）即ち正義・自律の確立を図り、その上で国家社会全体にも同じあり方（ポリテイアー）即ち正義・自律を確立する秋を待つ——プラトンのアカデミア創設の背景にかくの如き意図を見ることが出来る。そして哲人政治の理想を追求するプラトンの、この仕事の成否を決めるものこそ哲学

に外ならぬが、実は、自律即ち気概の協力のもとに知性が支配すると云う意味での正義こそ、逆に哲学の根本要件と言えよう。国家社会に於ても、正義・自律の確立を俟って初めて哲学はその所を得、真価を發揮し得ると云う二重の意味に於て。しかるに、当時の如何なる国制も哲学を生かし得ず、剩さえソクラテスのような人物を可惜刑死させたということが、プラトンの最も不満とするところなのであった。だが哲学についてこれ以上宣揚することは、プラトン白らの著作に譲らなければならない。それは論者の力に余る仕事だからである。

さて最良者支配制又は（哲人）王制と云う最善の国制の墮落は、名譽支配制、寡頭制、民主制と続き、僭主独裁制に於て極まる。その過程は、国家個人共、自律性を失い、三種族の中より劣った種族の支配へと移行する過程に外ならず、最後の三者の別は、欲望を必要な欲望∨・∧不必要な欲望∨及∧不法な欲望∨のどの範囲にまで抑制できるかに基づく。従って最悪の、不正の極みたる独裁制とそれに対応する人間は、最も自制力を欠き、烈しい情欲に率られた、不法な欲望の奴隷となり、そのために真に善きものを獲得し得ない状態にある。（但しこれらは何れも、飽くまでも認識・判断の基準たる、純粹に理論上の類型に過ぎず、現実の国制も人間も、様々な類型の様々な程度に於ける混合であることを忘れてはならないのであって、物事を∧分割∨と∧総合∨の両面に於て把握する能力こそ、プラ

トンの自負する哲学に外ならなかった。)

ところで、国家及個人のあり方(ポリテイアー)の優劣判定の基準を、自由・自律の程度如何に置いたプラトンは、現実の民主制をどう見たか。意欲があり能力があり使命感があれば、誰でも三種類の何れにも為れる開かれた社会、自由・自律の原理が最も貫かれている社会——それがプラトンの理想としたところであるが、現実の諸国制の中では、多くの欠点にも拘らず、民主制こそ、この理想に最も近いと言わねばならない。それだけに、民衆が節度を欠いて、過度に自由や平等を求める風潮に警告を発し、経済やイデオロギーの闘争に巻き込まれて、政治や道徳が荒廃することを何よりも惧れたのである。

それ故に、『国家』の最後を飾る「エールの物語」に於て、プラトンはこう語りかけねばならなかったのである。

——自由とは、何でも好きなようにできることではなく、善への、徳への自由である。その他の一切は、宿命(運命)である。まやかしてない本当の幸福は、宿命・不平等を、むしろ自らすすんで扱ひ取ったものと考え、他人や社会の所為にしないところから始まる、と。

主題に対する、最も正しく最も幸福な人は哲学者であると云うプラトンの判定は、必ずしも説得的ならざるの憾みがある。しかし哲学について与り知らぬ者に、幾ら言葉を費しても無駄である。分る者は、示唆を与えられただけで分る。それ故プラトンは、言葉を惜しんだ。プラトンの判

定が正しいか否か——それは結局、我々自ら哲学することに依るの外、確かめる途は無いのである。

(青森県立野辺地高等学校通信制教諭)